

## 特殊車②重機・農機コーナー規程 (USS 東北会場)

### 第 1 条 (参加規程)

特殊車コーナーのオークションについては本規則で特別な定めをしたものと除き原則として USS オークション規則に準ずるものとする。ただし、出品条件等については別途規則をもって定めるものとする。

### 第 2 条 (出品の条件)

1. 出品については下記の基準に適合したものでなければならない。ただし、USS が出品を認めたものについてはこの限りではない。
  - ① 運輸支局または軽自動車検査協会による車検証が交付されているもの
  - ② 市町村登録における標識交付証明書または廃車申告証明書が交付されているもの
  - ③ 構内作業等により登録書類の発生がないもの、また、登録制度のない車両・機械等については登録書類の発生はないが車台番号、シリアル番号等の打刻およびその位置が明確であるもの、または、メーカーの製造番号等が明確なもの
  - ④ USS 構内のフォークリフトで積み下ろしが可能、または少数の人力で移動が可能なものの、不可能なものについては出品店・落札店の責任のもとに積み下ろし可能なものの
  - ⑤ 完全な所有権の移転が可能なもの
  - ⑥ 作動するもの（大きく破損、故障したものは出品不可とする）
  - ⑦ その他 USS オートオークション出品・落札規程に定める条件を充足するもの
2. 前項の条件を満たしている場合であっても、USS が会場保全等の理由から出品を拒むことができるものとし、その際発生する搬送費用等について USS は一切負担しない。

### 第 3 条 (搬入・搬出)

1. 搬入は USS が別途定めた時間までとする。
2. 第 2 条 1 項の②、③号に該当する車両等を落札した場合は落札代金等の入金後確認後に搬出可とする。
3. 落札店が所定の期限内に落札した車両等を搬出しなかった場合、落札店は別途定める搬出遅延車両処理費を USS に支払うものとする。

### 第 4 条 (譲渡書類)

譲渡書類の取り扱いについては、原則として USS 書類規程に準ずる。ただし、第 2 条 1 条の②、③号に該当する車両等について、出品店は USS が指定した証明書を USS に提出するものとする。この場合引渡し期限および遅延ペナルティ等についても USS 書類規程に準ずるものとする。

## 第 5 条（代金決済）

USS はオートオークション規定に定めるところに従い、出品店に対して落札代金を支払う。ただし、第 2 条 1 項の②、③号に限り出品店に対する成約車両代金の支払いは、落札店から USS へ落札代金等の支払いが完了した翌営業日に行うものとする。

## 第 6 条（検査規定）

出品対象の検査については原則として USS 検査基準に準ずる。ただし、評価点は全て X 点とする。

## 第 7 条（クレーム規定）

1. クレームの処理については原則として USS クレーム規程に準ずる。ただし代金減額請求ができるものは主要箇所およびセールスポイント等の記載箇所のみとし、内外装の損傷（色違い等含む）および付属部品や車載工具等の不足については認めないものとする。
2. 下記の項目については、重大クレームより除外するものとする。
  - ①災害
  - ②修復歴
  - ③スポット溶接部品の交換
  - ④車歴の相違
3. 前項いずれの場合でも、代金減額請求または契約の解除が相当であると USS が認めた場合にはこの限りではない。

## 第 8 条（免責）

会場へ搬入された車両等について、搬出までの間に天候等 USS の責に帰すことのできない事由によって生じた故障、その他損害等について、USS は一切責任を負わないものとする。

USS 東北会場事務局

2019 年 4 月